

## 第8章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

#### 1 各主体の役割分担と協働

本市の目指すべき姿の実現に当たっては、市民、事業者、行政（本市）等の各主体がそれぞれの役割を意識し、互いに連携協力しながら、一体となって「本計画」を推進していくことが重要です。

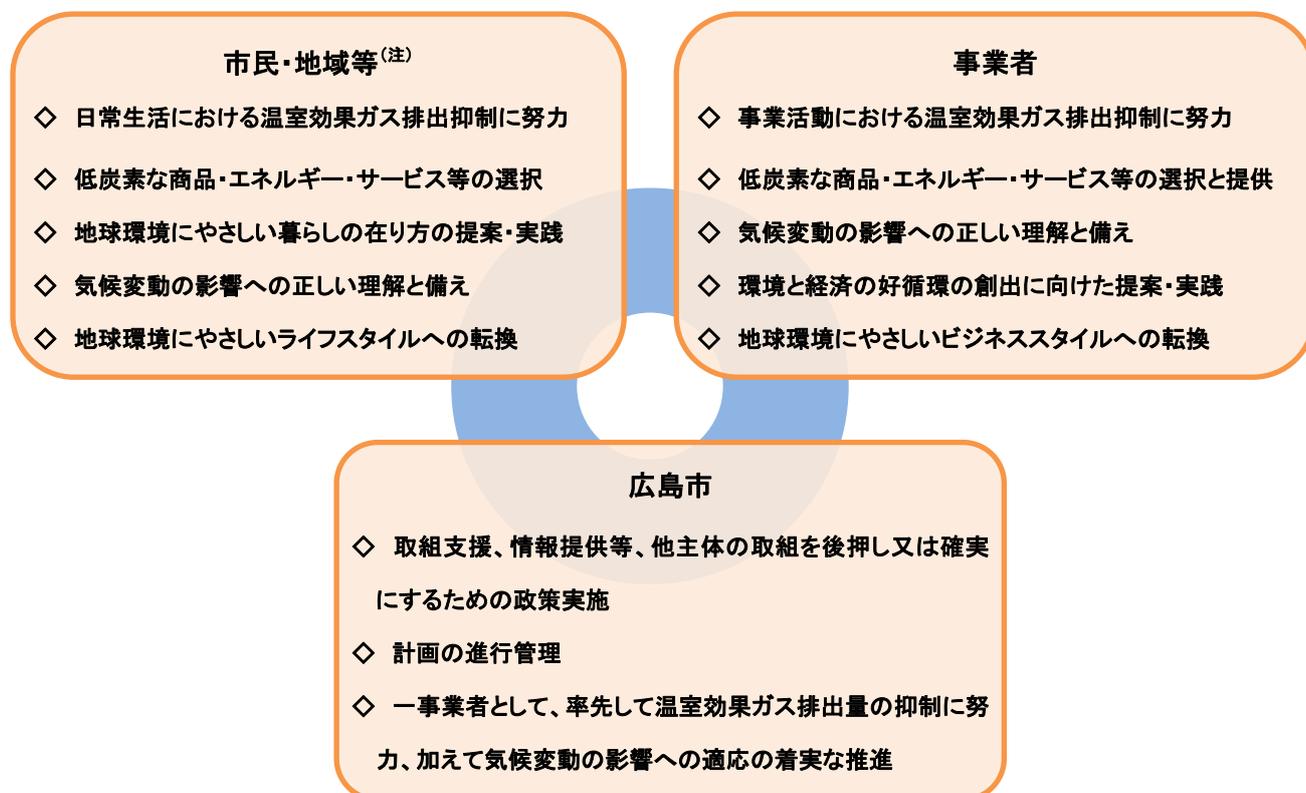
具体的には、市民・地域等、そして事業者は、日々の日常生活や事業活動における温室効果ガス排出を抑制するため、自ら主体的に行動します。そして、そのことによって、従来のエネルギー大量消費型社会から、地球環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルに転換していきます。

本市は、市民、事業者等の取組の支援や情報提供等、他主体の取組を後押し又は確実にするための施策を実施するとともに、「本計画」の進行管理を行います。一方で、一事業者でもある本市は、市内有数の温室効果ガス排出事業者として、率先して、温室効果ガス排出抑制に取り組むと同時に、気候変動の影響への対応もしっかりと進めていきます。

さらに、観光旅行者等の本市滞在者にも、地域経済社会の構成員として本市の地球温暖化対策に協力し、主体的に取り組んでいただくことが重要です。

市民、事業者及び行政（本市）等の主な役割を図表 8-1のとおり示します。

図表 8-1 「本計画」の実施主体と相互関係



(注) 地域等とは、自治会・町内会や、NPO等の市民活動団体など様々な主体を表しています。

## 第8章 計画の推進

### 2 行政内部の組織横断的な調整等

行政の事務は、環境分野はもとより、産業・経済・観光、都市整備、交通、健康・福祉、上下水道、教育等様々な分野にわたって、地球温暖化に関する取組に関わっています。

このため、行政内部の横断的な組織（広島市環境調整会議）により、地球温暖化に関する本市の施策を総合的に調整し、及び推進します。

### 3 低炭素まちづくり市民会議（仮称）

「本計画」の策定を機に、本市の目指すべき姿の実現を目指し、各主体の自主的な地球温暖化対策を進めるため、市民・事業者・行政の代表からなる「低炭素まちづくり市民会議（仮称）」を設立し、年間を通して、全ての主体による取組の推進を図ります。

### 4 広島市環境審議会

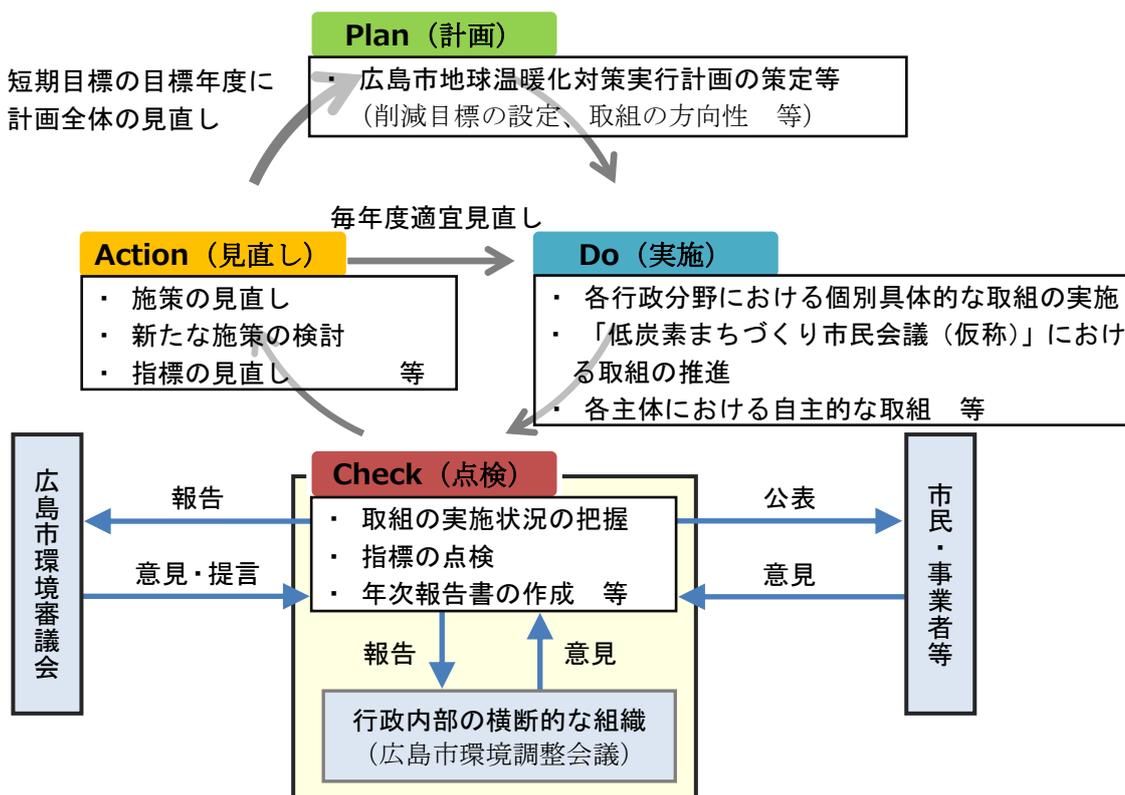
広島市環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第39条第1項の規定により置かれる市長の附属機関であり、学識経験者、各種団体の関係者等のうちから委嘱された委員により構成されます。

この審議会は、「本計画」の策定・変更及び進行管理について専門的な見地から意見を述べること等により、「本計画」の的確な実施に貢献します。

## 第2節 計画の進行管理

「本計画」を的確に実施するため、「本計画」の進行管理は、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（見直し）というプロセスを繰り返すことにより、継続的に改善を図る進行管理の手法）により行います。

図表 8-2 計画の進行管理（PDCAサイクル）



### 第3節 計画の見直し

---

---

「本計画」に掲げた温室効果ガス排出量の短期目標の目標年度（平成32年度）において、全体の評価及び見直しを行います。

具体的には、施策の実施状況等を評価し、地球温暖化をめぐる国内外の動向や社会経済情勢の変化、市民、事業者等の意見等を踏まえた上で、取組の方向性や温室効果ガス排出量の削減目標等を見直し、「本計画」を変更し、又は次期計画を策定します。